

○大崎市立幼稚園保育料等減免措置に関する規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第20号

改正 平成18年6月1日教委規則第57号

平成19年6月1日教委規則第9号

平成20年7月31日教委規則第16号

平成21年6月1日教委規則第10号

平成22年5月26日教委規則第6号

平成23年5月31日教委規則第5号

平成24年5月28日教委規則第5号

平成25年5月28日教委規則第7号

平成26年5月26日教委規則第7号

平成26年7月25日教委規則第9号

平成27年12月25日教委規則第6号

平成28年5月26日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、大崎市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年大崎市条例第115号）第6条の規定に基づく保育料及び入園料（以下「保育料等」という。）を減額し、又は免除すること（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平19教委規則9・一部改正）

(保育料等の減免)

第2条 大崎市立幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）の保護者に対し、別表に掲げる額の範囲内で保育料等を減免するものとする。

2 園児が月の初日から末日まで欠席した場合には、その当該月の保育料を免除することができる。

(平18教委規則57・平19教委規則9・平28教委規則7・
一部改正)

(減免申請)

第3条 保育料等の減免を受けようとする園児の保護者は、保育料等減免申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)、保育料等減免措置に関する調書(様式第2号。以下「調書」という。)及びその他教育長が必要と認める書類を教育長が別に定める日までに園長に提出しなければならない。

2 園長は、保育料等減免対象者報告書(様式第3号)を作成し、前項に規定する申請書、調書及びその他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

3 前条第2項の保育料の免除を受けようとする園児の保護者は、あらかじめ園長に休園の届出をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があると園長が認めた場合はこの限りではない。

(平19教委規則9・全改, 平20教委規則16・平23教委規則5・平26教委規則7・平26教委規則9・平27教委規則6・
一部改正)

(減免の決定及び通知)

第4条 教育長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減免の適否を決定し、その旨を保育料等減免決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(平19教委規則9・全改, 平20教委規則16・一部改正)

(減免の停止)

第5条 教育長は、保育料等を減免する必要がなくなつたと認めたときは、直ちに当該保育料等の減免を停止しなければならない。

(平19教委規則9・平20教委規則16・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、保育料等の減免に関し必要な事項は別に定める。

(平19教委規則9・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古川市立幼稚園保育料等減免措置に関する規則（昭和54年古川市教育委員会規則第4号）又は田尻町立幼稚園設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年田尻町教育委員会規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月1日教育委員会規則第57号）

この規則は、平成18年7月1日から施行し、平成18年度分から適用する。

附 則（平成19年6月1日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大崎市立幼稚園保育料等減免措置に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年7月31日教育委員会規則第16号）

この規則は、平成20年8月1日から施行し、平成20年度分から適用する。

附 則（平成21年6月1日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度分から適用する。

附 則（平成22年5月26日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成22年6月1日から施行し、平成22年度分保育料から適用する。

附 則（平成23年5月31日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成23年6月1日から施行し、平成23年度分から適用する。

附 則（平成24年5月28日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度分から適用する。

附 則（平成25年5月28日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成25年6月1日から施行し、平成25年度分から適用する。

附 則（平成26年5月26日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成26年6月1日から施行し、平成26年度分から適用する。

附 則（平成26年7月25日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日教育委員会規則第6号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年5月26日教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年度分から適用する。

別表（第2条関係）

（平28教委規則7・追加）

1 生活保護等又は市町村民税非課税世帯等

階層区分		減免対象経費	減免限度額（年額）		
			兄・姉がおらず、1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	生計を一にする兄・姉を1人有している場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	生計を一にする兄・姉を2人以上有している場合及び同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
1	生活保護世帯等	入園料	63,000円	63,000円	63,000円
2	当該年度に納付すべき市町村村民税が非課税となる世帯	料及び保育料	20,000円	50,000円	63,000円
3	当該年度に納付すべき市町村村民税の所得割が非課税となる世帯	の合計額			
4	当該年度に納付す		10,000円	45,000円	63,000円

べき市町			
村民税の			
所得割課			
税が			
34,500円			
に次に掲			
げる額を			
合算した			
額以下と			
なる世帯			
ア 16歳			
未満の			
扶養親			
族の数			
×			
21,300			
円			
イ 16歳			
以上19			
歳未満			
の扶養			
親族の			
数×			
11,100			
円			

備考

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の減免限度額は、次の算式により減額して適用する。
上記の単価×（保育料の支払い月数＋3）÷15（100円未満を四捨五入）
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 同一世帯から 2 人以上就園している場合又は同一世帯から 3 人以上就園している場合とは、同一世帯から 2 人以上の就学前の児童が幼稚園、保育所、子育て支援総合施設、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合をいう。
- 5 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別課税控除前の所得割課税額を用いて、階層区分を決定する。
- 6 扶養親族の年齢は、当該年度の前年 12 月 31 日現在とする。
- 7 ひとり親世帯等（保護者又は保護者と同一世帯に属する者が次に掲げる世帯）の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げるとおりとする。
 - (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 15

- 6号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
- (8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

階層区分	減免対象経費	減免限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
2	入園料及び保育料の合計額	63,000円	63,000円	63,000円
3		63,000円	63,000円	63,000円
4		30,000円	63,000円	63,000円

2 1階層から4階層以外の世帯

減免対象経費	減免限度額(年額)		
入園料及び保育料の合計額	小学校1~3年生 の兄・姉がいない 場合	ア 同一世帯か ら2人以上就園 している場合 の次年長者(第 2子)	40,000円
		イ 同一世帯か ら3人以上就園	63,000円

		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">している場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">の上記以外の</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">園児（第3子以</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">降）</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">小学校1～3年生</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア 小学校1～3</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年生の兄・姉を</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1人有してお</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">り，就園してい</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">る場合の最年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長者（第2子）</div>	40,000円
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">の兄・姉を有する</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">場合</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">イ 小学校1～3</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年生の兄・姉を</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1人有してお</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">り，同一世帯か</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ら2人以上就園</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">している場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">の上記以外の</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">園児及び小学</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">校1～3年生に</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">兄・姉を2人以</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上有している</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">園児（第3子以</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">降）</div>	63,000円

備考

- 1

世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算

する。

- 2 途中入園又は途中退園により，保育料が在園期間に応じて支払われている場合の減免限度額は，次の算式により減額して適用する。
上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（100円未満を四捨五入）
- 3 実際の支払額が限度額を下回る場合は，当該支払額を限度とする。
- 4 同一世帯から2人以上就園している場合又は同一世帯から3人以上就園している場合とは，同一世帯から2人以上の就学前の児童が幼稚園，保育所，子育て支援総合施設，認定子ども園，特別支援学校幼稚部，情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合をいう。
- 5 市町村民税の所得割課税額については，住宅借入金等特別課税控除前の所得割課税額を用いて，階層区分を決定する。
- 6 扶養親族の年齢は，当該年度の前年12月31日現在とする。

様式第1号(第3条関係)

保 育 料 等 減 免 申 請 書

年 月 日

大崎市教育委員会教育長 様

申請者 住 所
氏 名



年度分の保育料等について減免を受けたいので、大崎市立幼稚園保育料等減免措置に関する規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 幼児の氏名

2 在園する幼稚園名 大崎市立 幼稚園

様式第2号(第3条関係)

保育料等減免措置に関する調書

記入日 年 月 日

① 園児	フリガナ		幼稚園名	幼稚園	
	氏名	(男・女)	生年月日	年	月 日
②園児の属する世帯					
氏名	生年月日	続柄	小学生・園児の場合、学年を記入	市町村民税課税額	
				均等割額	所得割額
	大・昭・平 年 月 日				
		個人番号			
	大・昭・平 年 月 日				
		個人番号			
	大・昭・平 年 月 日				
		個人番号			
	大・昭・平 年 月 日				
		個人番号			
	大・昭・平 年 月 日				
		個人番号			
③ 申請者(保護者)	住所	大崎市			
		(単身赴任等、別居の場合の住所)			
	フリガナ		電話番号		
	氏名	Ⓜ			

上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。

大崎市教育委員会教育長 様

(幼稚園長)

㊟

年 月 日

事務 処理 欄	園	本年度入園料 有・無 / ____歳児 / 兄弟園児 ____歳児(□証明書) 途中入退園 ____月 ____日 入・退 / □震災者 避難前住所 _____
	市	従・新 条件 / 第 ____子 / 区分 _____ 限度額 _____円 < _____円(保育料+入園料)

様式第3号（第3条関係）

保育料等減免対象者一覧表

年 月 日

大崎市教育委員会教育長 様

大崎市立 幼稚園長 印

保育料等減免対象者について下記のとおり報告します。

記

幼稚園名	申請園児数		3歳児	4歳児	5歳児
	男				
	女				
	合計				
世帯の区分	減免対象額A		減免対象人数B	減免額A×B	
1 生活保護世帯等	年額63,000円				
2 市町村民税非課税世帯	小学1年生から3年生の兄・姉がいない場合	第1子	年額20,000円		
3 市町村民税所得割非課税世帯		※世帯の区分2又は3の世帯のみ			
4 上記区分以外の世帯		第2子	年額50,000円		
			年額40,000円		
		第3子以降	年額63,000円		
※第2子について、世帯の区分2及び3は年額50,000円、世帯の区分4は年額40,000円	小学1年生から3年生の兄・姉がいる場合	第2子	年額50,000円		
			年額40,000円		
		第3子以降	年額63,000円		
計					
備考					

様式第4号(第4条関係)

保育料等減免決定通知書

年 月 日

様

(園児名)

大崎市教育委員会教育長



先に申請された保育料等減免申請書により審査した結果、

下記の { とおり減免
理由により減免対象外と } 決定したので通知します。

記

(減免対象)

1 減免額 年額 円

2 減免時期及び方法

減免時期	月分保育料～	月分保育料の	月間
減免方法	免除として	月分保育料	円
	月分～	月分保育料	円
	還付として		円
		計	円

(減免対象外)

決定理由

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大崎市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大崎市を被告として(訴訟において大崎市を代表する者は大崎市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(平 1 9 教委規則 9 ・ 追加, 平 2 0 教委規則 1 6 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(平 2 7 教委規則 6 ・ 全改)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

(平 2 6 教委規則 7 ・ 全改)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

(平 1 9 教委規則 9 ・ 追加, 平 2 0 教委規則 1 6 ・ 平 2 8 教委規則 7 ・ 一部改正)